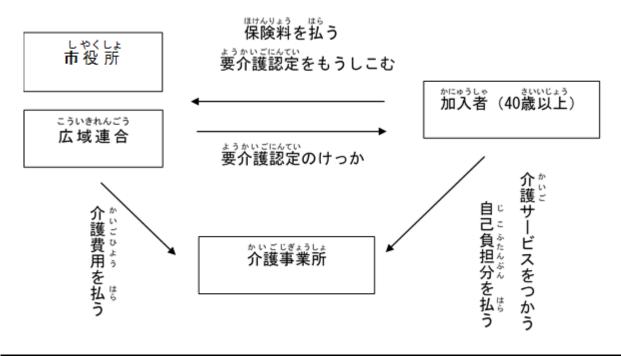
かいごほけんせいど 介護保険制度について

かいごほけんせいど かいご せいかつ ひと せ わ 1. 介護保険制度は、介護(ふだんの 生活に たすけがいる人の 世話をすること)が ^{ひっよう} 必要な おとしよりや 病気の人を たすける しくみです。



かいごほけんせいど かにゅうしゃ かいごほけん はい ひと 2. 介護保険制度の 加入者 (介護保険に 入る人)

- さいいじょう ひと かいごほけん はい 40歳以上の人は、介護保険に 入ります。
- * 65歳になると、介護保険の被保険者証(介護保険に入っている証明書)が とど 届きます。
- ・ 加入者は、介護が 必要になったら、 鈴鹿亀 山地区広域連合 または市役所へ ようかいごにんてい 要介護認定(どのくらい 介護が 必要か しらべること)を もうしこみ、 そのけっかに おう かいご かいご が 必要か しらべること)を もうしこみ、 そのけっかに が で 介護サービスを つかえます。

かにゅうしゃ しゅうにゅう おう かいごほけんりょう はら 加入者は、収入に 応じて 介護保険料を 払わなければなりません。

かいごほけんりょう はら かいご じ こ ふたんぶん じぶん はら 介護保険料を払わないと、介護サービスを つかうときに、自己負担分(自分で払う おかね)が おおくなります。

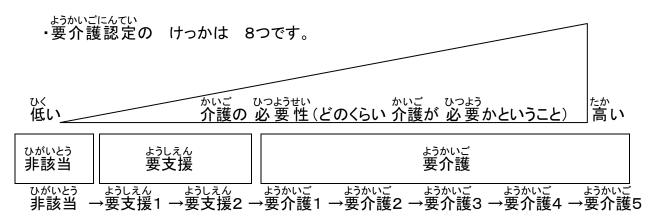
** くわしいことは、鈴鹿亀山地区広域連合 または 市役所、 地域包括支援センターへきいてください。

_{かいご} 3. 介護サービスを つかうための 手続き

- すずかかめやまち くこういきれんごう しゃくしょ ようかいごにんてい かいご ひつよう(1) 鈴鹿亀山地区広域連合 または 市役所へ 要介護認定(どのくらい介護が必要かしらべること)をもうしこんでください。

ひほけんしゃしょう かいごほけん はい しょうめいしょ ひつよう (被保険者証(介護保険に入っている証明書)が必要です)。

- ちょうさいん
ついえ
2
調査員が家に来て、あなたがどのくらいの介護が必要かを
しらべます。
- ③ 鈴鹿亀山地区広域連合は 要介護認定の けっかを てがみで しらせます。 ようかいごにんてい 要介護認定の けっかな とうかいごにんてい 要介護認定の けっかは 8つです。
- 。 (2)要介護認 定の けっかによって つかうことができる サービスが 変わります。



- ・ 要介護認定のけっかによって、つかえる介護サービスがちがいます。
- まうしえん ようかいご ひと かいご 要支援1から要介護5の人が、介護サービスを つかいたいときは、ケアマネジャーか ちいきほうかつしえん そうだん 地域包括支援センターへ 相談してください。
- ひがいとう ひと ちいきほうかつしえん 非該当の人が サービスを つかいたいときは、 地域包 括支援センターへ そうだん 相談してください。

くつかうことができる 介護サービス一覧>

いえ かいご ① 家で 介護サービスを つかいたい

つかいたい サービス(手伝ってもらいます。)	サービスの 名前
^{いえ} 家で ごはんや そうじなどを 助けてもらいたい。	ほうもんかいご 訪 問介護
いえ よくそう も ふ ^{ふ ろ} 家に 浴槽を 持ってきて 風呂に入れてもらいたい。	まうもんにゅうよくかいご訪問入浴介護
いえ かんご てんてき えいよう ちゅうしゃ 家で 看護を してもらいたい。点滴(栄養を 注射すること)やたん きゅういん 痰の吸引をしてもらいたい。	ほうもんかんご 訪問看護
^{にちじょう} うご はな 家で リハビリテーション(日常の動きや話すれんしゅう)を したい。	まうもん 訪 問リハビリテーション
いえ いし びょうき なお 家で 医師に 病気を 治すための 指導を してもらいたい。	きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導
いえ ひる よる かんけい ていきてき かいご かんご 家で 昼や 夜に 関係なく 定期的に 介護や 看護を してもらいたい。	ていきじゅんかい ずいじたいおうがた 定期巡回・随時対応型 ほうもんかいごかんご 訪問介護看護
ました。 から から かいご う かいご き で 介護を 受けたいが ときどき なで 介護を受けたり、 施設に 泊まりたい。	しょうきぼたきのうがたきょたくかいご 小規模多機能型居宅介護
しょうきぼたきのうがたきょたくかいご かんご 小規模多機能型居宅介護 + 看護を してもらいたい。	かんご しょうきぼ たきのうがた きょたく 看護 小規模 多機能型 居宅かいご介護

ひがえ たんき しせっ ② 日帰り・短期で 施設を つかいたい

つかいたい サービス(手伝ってもらいます。)	^{なまえ} サービスの 名前
かよ かいご う 通いで 介護を 受けたい 。	つうしょかいご 通所介護(デイサービス)
にんちしょう ひと かよ かいご う 認知症の 人が 通いで 介護を 受けたい。	にんちしょうたいおうがたつうしょかいご認知症対応型通所介護
がよ 通いで リハビリテーション(日常の動きや話すれんしゅう)を したい。	っうしょ 通所リハビリテーション
みじか きかん しせつ と かいご う 短 い期間、施設に 泊まって 介護を 受けたい。	たんきにゅうしょせいかつかいご 短期入所生活介護 (ショートステイ)

ふくしょうぐ じゅうたくかいしゅう ③ 福祉用具や 住宅改修

つかいたい サービス(手伝ってもらいます。)	サービスの 名前
ふくしょうぐ 福祉用具(ひとりで できることを ふやすための 道具)を が 借りたい・買いたい。	ふくしょうぐたいょ こうにゅう 福祉用具貸与・購入
じゅうたくかいしゅう 住宅改修(ひとりでできることをふやすために家を工事すること)をしたい。	じゅうたくかいしゅうひ しきゅう 住宅改修費の支給

4 施設に 入りたい

つかいたい サービス(手伝ってもらいます。)	サービスの 名前
かいご ひつよう いえ せいかつ	かいごろうじん ふくししせっ
介護が いつも 必要で、家で 生活することが	介護老人福祉施設
しせつ はい	とくべつようごろうじん
むずかしいので 施設に 入りたい。	(特別養護老人ホーム)

びょういん にゅういん あと しょうらい いえ かえ 病院に 入院した後、将来 家に帰るために、 かいご う しせっ はい リハビリテーションや 介護を受けられる 施設に 入りたい。	かいごろうじんほけんしせつ 介護老人保健施設
びょうき なお かいご う しせつ はい 病気を 治しながら、介護を 受けられる 施設に 入りたい。	かいごいりょういん 介護医療院
にんちしょう びょうき なまえ ひと きょうどうしせつ ふくすうにん 認知症(病気の 名前)の 人のための 共同施設(複数人です かいご う 住む ところ)で介護を 受けたい。	グループホーム
^{ゅうりょうろうじん} がいご う 有料老人ホームなど(介護を 受けたり リハビリテーションが しせっ できる)の 施設に 入りたい。	とくていしせっにゅうきょしゃせいかつかいご 特定施設入居者生活介護
定員29名以下の 小規模な 有料老人ホームなどの 施設にはい 入りたい。	まいきみっちゃくがたとくていしせっにゅうきょしゃ 地域密着型特定施設入居者 せいかつかいご 生活介護
定員 29 名以下 の 小規模 な 施設 に 入 って、介護 やリハビリテーションを 受けたい。	まいきみっちゃくがたかいごろうじんふくし 地域密着型介護老人福祉 しせっにゅうしょしゃせいかっかいご 施設入所者生活介護

4. 注意 すること

- ひょう じ こ ふたん じぶん はら ①費用の 自己負担(自分で 払うこと)
 - かいご ひょう わり しぶん はら ・ 介護サービスの 費用の 1割から3割(10%から30%)を 自分で 払います。
 - ・ 自己負担の 割合は 介護サービスを つかう人の 収 入 に応じて 決まります。 かいごほけんふたんわりあいしょう ようかいごにんてい 介護保険負担割合証 (要介護認定のけっかと いっしょに とどきます)を 見てください。

- きょたくかいご いえ ひまっぱんがく ②居宅介護サービス(家で つかえる サービス)の 上限額
 - じょうげんがく こ こ ぶん じぶん はら じょうげんがく 上 限 額を 超えたときは、超えた分のおかねを自分で 払います。上 限 額は 下のとおりです。

ょうかいごにんてい 要介護認定のけつか	じょうげんがく 上限額(1か月ごと)
ひがいとう 非 該当	_{かいご} 介護サービスを つかえません。
_{ようしえん} 要支援1	50,320 円
_{ようしえん} 要支援2	105,310 円
_{ようかいご} 要 介 護1	167,650 円
_{ようかいご} 要 介 護2	197,050 円
_{ようかいご} 要 介 護3	270,480 円
_{ようかいご} 要 介 護4	309,380 円
_{ようかいご} 要介護5	362,170 円

② サービスの 対象外

- じょうけん あ じょうけん あ しぶん しぶん せいこと つかえる条 件に 合わない サービスを つかうときは、自分で おかねを 払います。
- かいご たいしょう か じぶん はら ・ 介護サービスの 対象ではないものを 買うときも、自分でおかねを払います。

かいごほけんせいど

このパンフレットは、介護保険制度のしくみをおしらせするものです。

すずかかめやまち くこういきれんごう しゃくしょくわしいことは、鈴鹿亀山地区広域連合 または 市役所、

ちいきほうかつしえん

地域包括支援センターへきいてください。

こういきれんごう しゃくしょ でんわばんごう 【広域連合・市役所 電話番号】

	4		
すずかかめやまち くこういきれんごう 鈴鹿亀山地区広域連合	ういきれんごう かいごほけんか 公域連合 介護保険課	^{きゅうふ} 給付グループ	059-369-3201
		^{にんてい} 認 定グループ	059-369-3203
鈴鹿亀山地区広域連合 		^{かんり} 管理グループ	059-369-3204
		しどう 指導グループ	059-369-3205
すずかし 鈴鹿市	ちょうじゅしゃかいか 長寿社会課		059-382-7935
かめやまし	ちいきふくしか 地域福祉課		0595-84-3312
亀山市	しみんか 市民課		0595-84-5005

すずかし ちいきほうかつしえん でんわばんごう 【鈴鹿市の地域包括支援センター 電話番号】

すずかだい ちいきほうかつしぇん 鈴鹿第1地域包括支援センター なんてん	059-373-6031
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第2地域包括支援センター あんず	059-370-3751
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第3地域包括支援センター やまぶき	059-384-4165
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第4地域包括支援センター わかたけ	059-385-7770
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第5地域包括支援センター ひいらぎ	059-392-5713
まずかだい ちいきほうかっしえん 鈴鹿第6地域包括支援センター つゆくさ	059-389-5959
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第7地域包括支援センター りんどう	059-380-5280
まずかだい ちいきほうかっしぇん 鈴鹿第8地域包括支援センター ふじ	059-372-3128
まずかしきかんがたちいきほうかっしぇん 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター にじ	059-382-5233

かめやまし ちいきほうかつしえん でんわばんごう 【亀山市の地域包括支援センター 電話番号】

かめやまだい ちいきほうかっしぇ ん 亀山第1地域包括支援センター ぼたん	0595-96-8686
かめやまだい ちいきほうかつしぇ ん 亀山第2地域包括支援センター もくれん	0595-97-3331
かめやましきかんがたちいきほうかっしぇん 亀山市基幹型地域包括支援センター きずな	0595-83-3575